



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 ドワンゴ  
代表者名 代表取締役社長 小林 宏  
(コード番号：3715東証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画室長 松本 康一郎  
(TEL. 03-3664-5477)

## 内部統制システム構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

### 記

- 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持することとする。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
  - (2)取締役および執行役員間の情報共有と効率的な意思決定を図るため、経営会議を定期的に開催する。
  - (3)代表取締役社長が当社の業務の執行を統轄する。
  - (4)職務の執行を効率的に行うために、適正な業務組織と分掌事項を設定する。
- 4 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則り、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンスに関する方針を定め、取締役及び従業員に周知徹底させる。
  - (2)コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するための担当部署を設置する。
- 5 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1)関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理に関する規程を定め、これに従い当社への決裁・報告制度による関係会社の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
  - (2)当社と関係会社間での取引の公正性を確保するための取引に関する手続きを定める。
  - (3)当社と関係会社相互において、法令または関係会社管理に関する規程に反する事項を発見した場合の通報制度を構築する。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置するものとする。

(2)監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、取締役からの独立性を確保するために監査役会の事前の同意を得るものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、法令及び定款に基づき、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができることとする。監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(2)社内通報システムを整備し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

以上